

〈オンライン〉第180回 ふくしま復興支援フォーラム

日時 2021年5月18日(火) 18時00分～19時30分

テーマ 「中間貯蔵施設の課題と問題点について」

～歴史に学び子供たちに残すべきもの～

【基本的人権・生存権の侵害】

報告者 門馬 好春 (30年中間貯蔵施設地権者会会長 日本環境会議会員)

『門馬好春としての基本的な考え・心がけていること』

～原状回復(原発事故前) 全体救済(会員、会員以外・現在と未来の被害者) 原発ゼロ～

「縦軸と横軸の繋がりと事実と根拠により合理的、一貫性と原理原則に基づき交渉、記録を必ず残す」

目 次

1. はじめに 2. 歴史と現在 3. 磐城陸軍飛行場跡 4. 原発事故前と後の福一原発と周辺
 5. 30年中間貯蔵施設地権者会の主な活動 6. 要望書5つのポイント 7. 環境省の姿勢
 8. 課題と問題点 9. 全て買収優先 10. 土地価格は原発事故前の50% 11. 土地使用補償のルール
 12. 土地の地表補償と空間・地下補償の比較図 13. 土地収用法3条27号の2対象4事業の補償比較表
 14. 環境省の説明 15. 論点すり替え 16. 地上権価格は権利の制限・侵害の補償
 17. 2017年9月6日環境省回答書 18. 補償基準の適用についての本会の見解 2020年9月提出
 19. 一般財団法人日本不動産研究所について 20. まとめ お問い合わせ先 お知らせ
- 添付資料「初めに全面国有地化計画記事・写真等」
1. 用地補償に関する大きな流れ 2. 要綱19条地代から地上権価格への変更経緯
 3. 環境大臣への要望書（2014年・2020年） 4(1)-(7)法律等の根拠条文等 5. マスコミ掲載記事等

1. 「はじめに」

- ・ 原発・原発事故は「1杯のご飯の後に、100回の痛い、痛い大きなムチ」が待っている
- ・ それは今の人だけでなく、その子供たちとそのまた子供たちへと続いてゆくことになる
- ・ 事故後、国の理不尽な押し付けの一つ「中間貯蔵施設の課題と問題点」の是正を求める

(注1-1) 現状 加害者側の決定したルール

(注：原子力損害賠償の加害者主導 大阪市立大学 除本理史教授)

(注1-2) 原子力発電の「無責任の構造」

(注：龍谷大学 大島堅一教授・原子力市民委員会)

- | | |
|----------|-------------------------|
| 1. 野心的計画 | 過大な目標を立てる。ないしは無計画。 |
| 2. 失敗 | 目標を達成できない。 |
| 3. 無反省 | 原因究明を怠る。順調であるかのようにふるまう。 |
| 4. 先延ばし | 基本的な方向転換をおこなわず、先延ばしする。 |
| 5. ツケ回し | ツケ負担は市民、次世代 |

以上の、循環の中で、政策・方針決定主体の責任は問われない。

最終的に「ツケ回し」が「無責任」の基盤となっている。

2. 歴史と現在

磐城陸軍飛行場・原発事故・中間貯蔵で3度目のふるさとの略奪、剥奪

2020年12月実家の玄関で

2020年12月私の田圃を背景に

2021年1月11日東京新聞



(注) TBS ラジオ萩上チキ Session 萩上チキと南部広美 2021年3月9日放送

「東日本大震災から10年東電福一原発事故に因る

福島の帰還困難区域の内と外の実情とは・崎山敏也記者（この日のテーマタイトル）「当地権者会作成文字起こし記録」
門馬：自分の土地、自分の実家に入るのに、なんで許可を得て、なんで放射能の測定装置を付けて、なんで防護服を着て入らなければいけないのかという、非常に、その時はいつも、悔しい思いをいたします。これは、実家のあとを継いだ者もそうですし、私もそうですが、誰もいないうちのなのですが、「ただいま」と言うんです。とうぜん返事はしません。

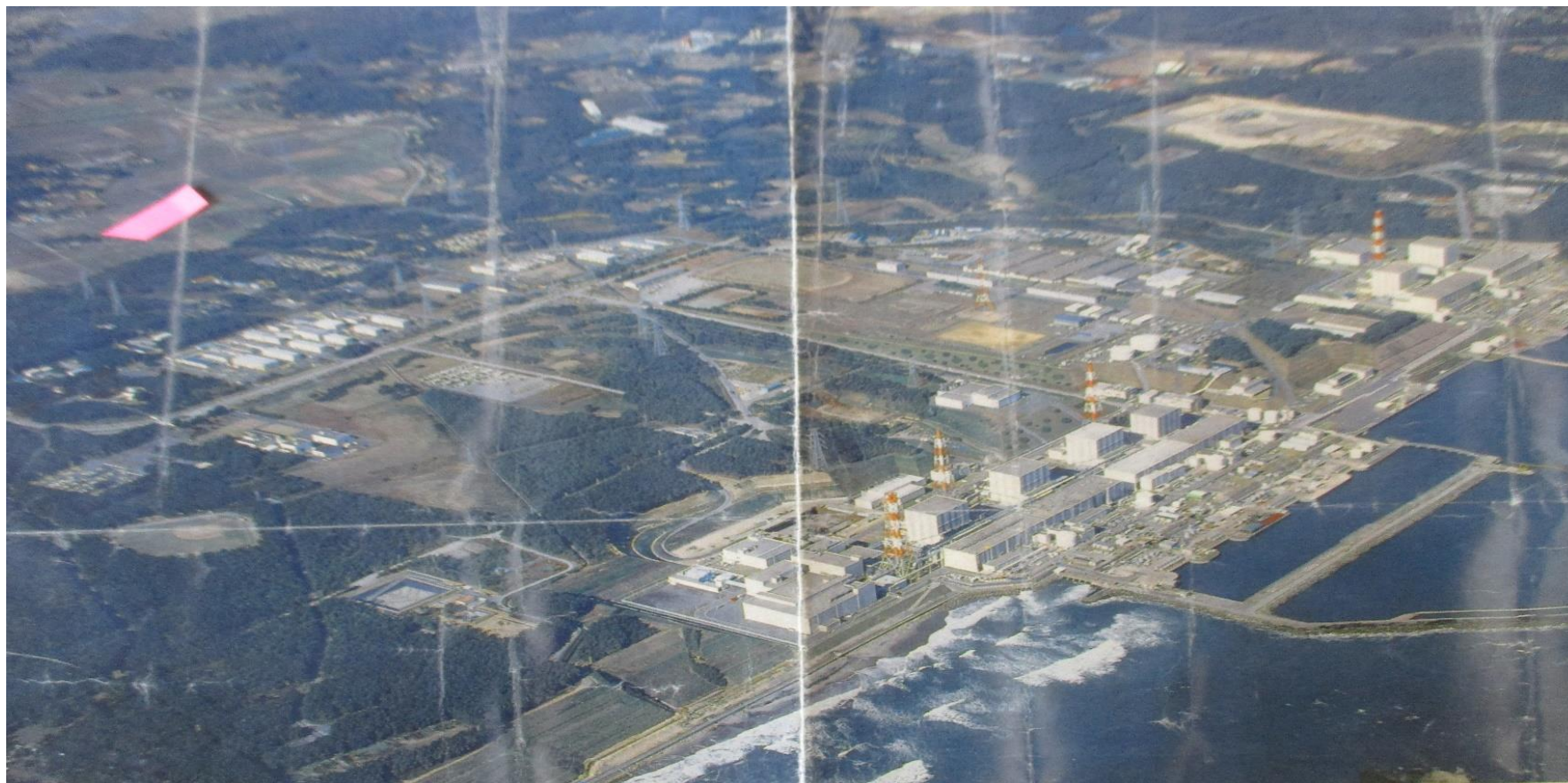
で、奥に仏壇がありますから、そこにいってやはり、「ただいま」と言います。

3. 磐城陸軍飛行場跡（右側中央）「中央国道六号と常磐線」

記念碑（福一原発構内）



4. 原発事故前と後の福一原発と周辺「朱矢印実家」



(注) 昭和 15 年祖父母・父兄弟は原発 2 号機西側の住居から陸軍から事実上の移転命令を受け、他の 10 戸の方々と移転したが公務員の初任給 80 円の時代に 1000 円の補償金を受けとったが借金の返済で消えた。2 年後に土地を買い取るまで移築した馬小屋で寝起きをした。絶対はない「戦争は負け・原発は大事故を起こした」[2016 年 1 月 3 日毎日新聞記事]

2021年1月11日東京新聞



2021年1月11日東京新聞



黒い土のう袋(フレコンバッグ)が6段重ねで積み重なる。その山に取り囲まれるように、木造の民家がぼつんと残る。2階の窓から海側に目を向けると、林の向こうに東京電力福島第一原発(福島県大熊町・双葉町)の構内にある建物が見えた。絶対は、国が約束守ること「県外最終処分に搬出 2045年3月12日で事業終了」

5. 30年中間貯蔵施設地権者会の主な活動「中間貯蔵事業に賛同（反対していない）」

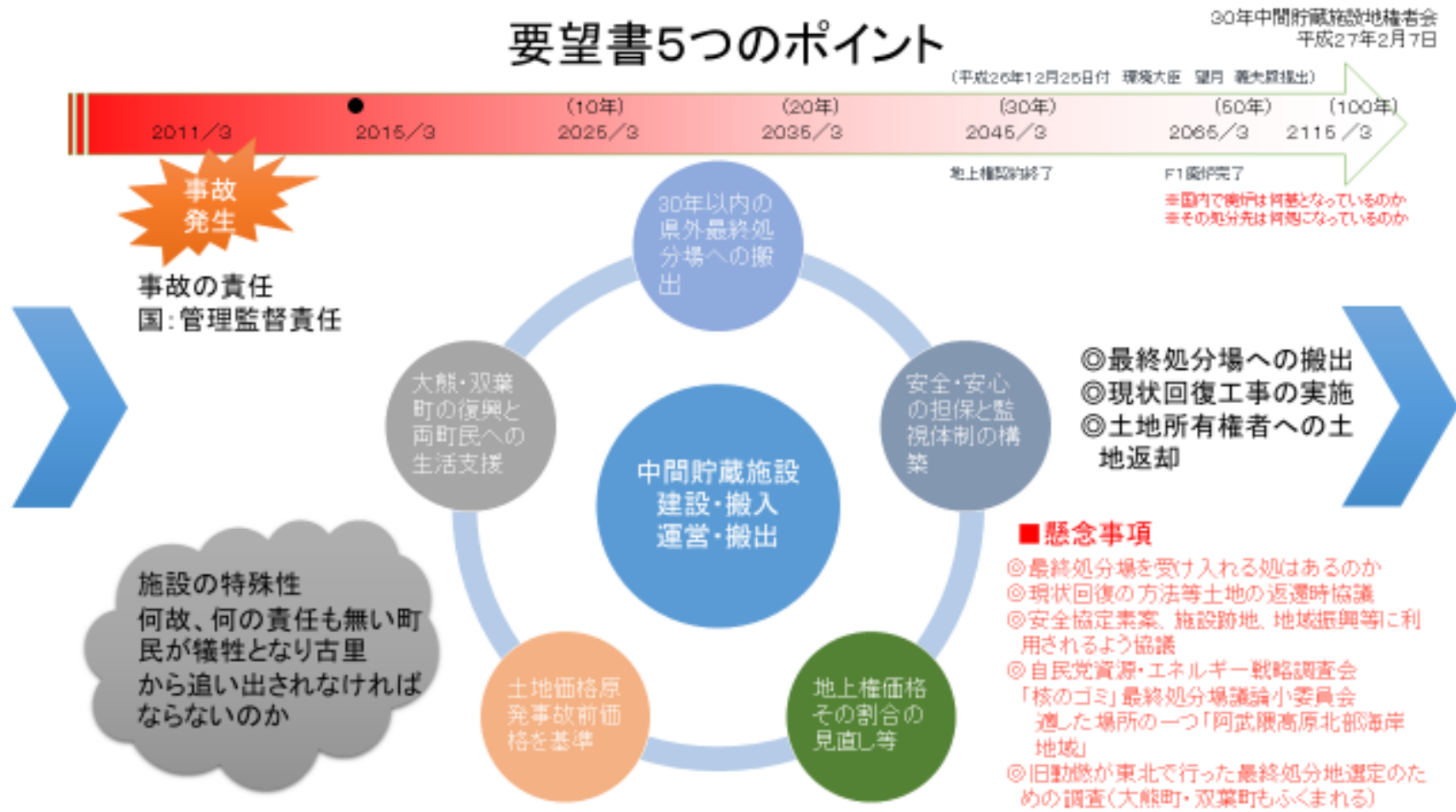
1. 2015年1月から46回の団体交渉「20回目で地上権契約書約30項目見直し」
2. 8回の環境省による当地権者会への説明会「2045年3月迄事業期間中は継続」
3. 歴代環境大臣への要求要望書の提出（県外最終処分場選定の早期取り組み等）
4. 福島県・大熊町（同議会）・双葉町（同議会）との情報共有と支援要請
5. 各専門家の先生方からの指導及びマスコミ等による広報活動

《調停（相手方・環境省）・懲戒請求（相手方・一般社団法人日本不動産研究所）》

- 2018年4月-6月門馬好春が東京地裁で調停「結果不調」当地権者会顧問弁護士いわき法律事務所越前谷元紀弁護士同席
 - 2020年11月19日公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会に6名の連名で懲戒請求提出・綱紀懲戒委員会で検討
- (注5-1①) 2014年12月17日当地権者会設立。同年4-5月の住民説明会、9月-10月の地権者説明での国・環境省への不信感増大
- (注5-1②) 旧契約書・旧登記事項「共に建物使用目的」は地権者希望で今後も変更を環境省確約 ***事業用定期借地権契約は未合意**
- (注5-2) マスコミ公開で実施・第8回開催は2020年11月19日東京神田で実施（コロナ禍の為・通常はいわき市内で開催）
- (注5-3) 石原伸晃氏 **(金目)**・望月義夫氏 **(要望書提出始)**・丸川珠代氏・山本公一氏・中川雅治氏・原田義昭氏・小泉進次郎氏 **打切通告**
- (注5-4) 随時、訪問面談（電話・メール等）で地権者会設立前から今日まで継続実施、随時要望書等を提出し支援要請
- (注5-5) ・明治学院大学熊本一規名誉教授等各専門家の先生方・添付資料に最近の門馬好春のマスコミ報道内容等を記載

6. 要望書 5 つのポイント

(添付資料 3 : 2014 年 12 月・2021 年 3 月提出要望書参照)



7. 環境省の姿勢 (4月21日双葉町町議会 YouTube 公開中「**室石所長回答：検討する**」)

(1) 当初「地上権契約内容は**絶対に変えない**」 含め**絶対宣言を6年間で何度も変更・訂正**

2017年7月地上権契約書の見直し、2017年9月前年回答書の訂正変更「要綱の基本的解釈の訂正」等

(2) 最近姿勢「4月9日・15日**団体交渉の打ち切り、一方的な電話通告**」(説明会は継続実施)

経過：本年3月26日小泉環境大臣宛団体交渉への弁護士等同席(個人交渉可)を認める要求書提出

大臣指示：今回の要求書に対する小泉大臣から職員への指示「引き続き地権者には親切丁寧な説明」

環境省電話通告：今迄46回の団交で説明したが平行線で今後も用地補償の理解を得られないと判断

「団体交渉開催要求」(注：県両町オブザーバー出席)「推測：用地確保の目途(民有地9割契約)から判断」

(1) 前頁の通り 1. 県外最終処分場への搬出による期限内の事業の終了 2. 両町の復興支援 3. 安全対策

4. 全域除染 5. 原状回復 6. 土地使用補償・土地価格の是正など交渉が多岐に亘っている

(2) 個人交渉と同様に、その地権者から任されている当地権者会との交渉は環境省の責務である

8. 課題と問題点

加害者側が独自ルール決定・決定過程の透明性なし（地権者不在）

《被害長期化（戦後10年と比較）・分断（原賠等）・高齢化、病・低い帰還率と帰還希望率等》

1. 30年間の有期限事業だが全面国有地化計画でスタート「間違いの始まり」

2. 事業終了への逃げ道、抜け道「ジェスコ法・4者協定書・土地使用契約書」

3. 一番難しい県外最終処分場選定への具体的な取り組みが一番後回し

4. 地上権・地上権価格の「決裁書類なし」憲法31条適正手続（行政手続判例）違反

5. 全て買収最優先「A 用地交渉・B 土地価格と地上権価格・C 土地使用補償」

(注) 情報の透明性なし「事業期間30年間の根拠はなにか、なぜ1600haか、」(大島自民党元本部長・事業後町に返地案)

(注8-2①) 中間貯蔵計画地内フタバエコテッククリーンセンターの基本協定締結・事前住民説明会なし、要求後もなし

(注8-2②) ジェスコ法・4者協定書「完了するために必要な措置を講ずる」「事業用定期借地権契約への変更は拒否」

(注8-2③) 2月衆議院予算委員会金子恵美委員質問：地上権契約書の期間延長は？小泉大臣回答：今の処考えておりません。

(注8-2④) 3月参議院予算委員会岩淵友委員質問：参考人大阪市立大学除本理史教授「地権者会についても発言」

(注) 4月21日双葉町町議会「全員協議会」YouTube「室石所長回答：検討する」マスコミ記事河北新報記事「検討する」

(注) 環境省調査結果県外最終処分について知らない県内50%・県外80%・財界ふくしま4月号20頁「汚染土が県外に搬出されると思っている」朝日新聞と今井照氏の共同調査結果2%・5月23日環境省対話フォーラム「再利用法令案見送り」

9. 前頁5. 全て買収最優先「A用地交渉・B土地価格と地上権価格・C土地使用補償」

A用地交渉 当初アポなし訪問、売買強要への抗議後「お願い」で**売買に誘導**

B土地価格と地上権価格 独自ルールの地上権価格で土地価格より不利にし**売買に誘導**

C土地使用補償 要綱「地代」に書いていない「地上権価格（**土地価格の7割**）」で**売買に誘導**

（注）2020年9月22日福島民友新聞「渡辺利綱前大熊町長インタビュー」記事「抜粋」

佐藤前知事は土地の賃貸借を認めることや30年以内に必ず県外に持ち出すことを確約するように国に要請した。

大熊町も同じ考えだったのか。（渡辺）「その通り。」

交渉中の国の対応はどうだったのか。（渡辺）「土地の買取り価格の問題は苦勞した。国は、財物賠償で土地の下落分を払っているので上乗せはできないと主張した。それは理屈なのだろうが、伊澤町長と一緒に『地権者は泣く泣く協力している。それでは前に進まない』と言い、国とやり合った。結局は、国や県からの交付金などを活用して『見舞金』という形で支援することに収まったのだが、いろいろと骨が折れた」（注：見舞金は補償額と同額・非課税/補償金でない事が大問題）

（注）石田仁前大熊町副町長の証言「原発事故自治体からの証言今井照/自治総研編」2021年2月10日第一刷発行「抜粋」第2章117頁そもそも一番の問題は中間貯蔵施設について、土地の賠償額（買上基準額）が余りにも安い。用対連価格（公共用地を取得する場合の損失補償基準）ではない。国の説明も、「全損賠償で終わっています」「原発事故で評価額が下がっている」「事故後の時点での価格だ」という。事故を起こして評価額を下げた張本人が何を言っているのかと思った。中間貯蔵施設については最終的に、県が上乗せをすることになって、金額的には東電の全損賠償にプラスされることになったが、やはり心情的にはそれでいいのかと疑問に思う。（注：中島肇弁護士 全損賠償は東電が財物取得できるがしない）

10. 土地価格は原発事故前の50%「原発事故等格差修正率」

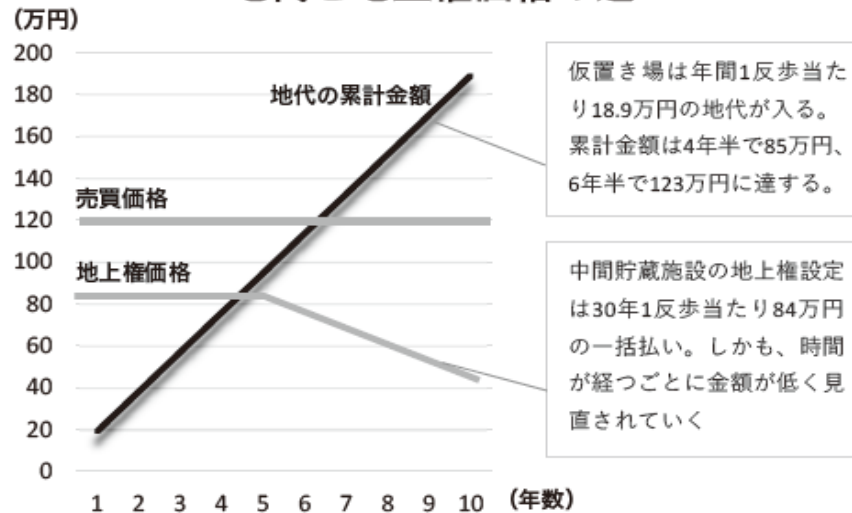
「政経東北 2021年1月号 門馬好春への取材掲載（治外法権状態の中間貯蔵交渉）」

売買と地上権設定の補償金額の違い

事故が起きない 想定土地価格 240万円	事故が起きない 想定土地価格 240万円
売買価格 120万円 (土地価格の50%)	地上権価格 84万円 (売買価格の70%)

※田(1000平方m)を想定して試算した。
 ※地上権価格は今年度、宅地・農地が58%、山林が63%に下げられ、今後毎年度見直しが行われる予定。
 ※「事故が起きない想定土地価格」との差額は県からの「見舞金」という形で補填されている。
 ※仮置き場等代地は原発事故前土地価格100%で評価している。
 18.9万円(田・千m)を6%で割り戻した土地価格は315万円。

地代と地上権価格の違い



(注) 仮置き場等の地代算定「取引事例と積算方式」では原発事故前の価格で中間貯蔵施設は事故後の価格(50%)である

1 1. 「土地使用補償の国内ルール」【重要：地表使用】

明治時代から戦後の混乱期も含め今日まで土地の使用補償は地代

- 明治憲法・旧土地収用法「軍事目的第一」しかし土地の使用補償は地代
- 憲法29条3項「正当な補償」と同31条適正手続「最高裁判例で財産権への適用」
- 土地収用法72条地代=要綱19条地表使用=用対連基準24条・細則11地代年払い

憲法の正当な補償を体现する土地収用法と整合性を図っている要綱の補償額の具体例

法律等	憲法	土地収用法	要綱
土地使用補償額	6円 _{年額地代}	6円 _{年額地代}	6円 _{年額地代}
土地価格	100円	100円	100円

(注1) なぜ、「使用補償」なのか、それは「30年後に中間貯蔵施設は利用目的を終了する仮置き場だから」です。

(注2) なぜ、土地使用補償額も土地価格も同じなのか、それは他で土地購入やその期間借地場所を求められるからです。

12. 土地の地表補償と空間・地下補償の比較図【重要】

財界ふくしま 2021年4月号

図②◆ 《要綱19条と20条の補償内容比較図》



※地代累計額も空間等も地表使用と一体利用で「一定期間で土地価格を超える」が地表の地上権価格だけは超えることはない

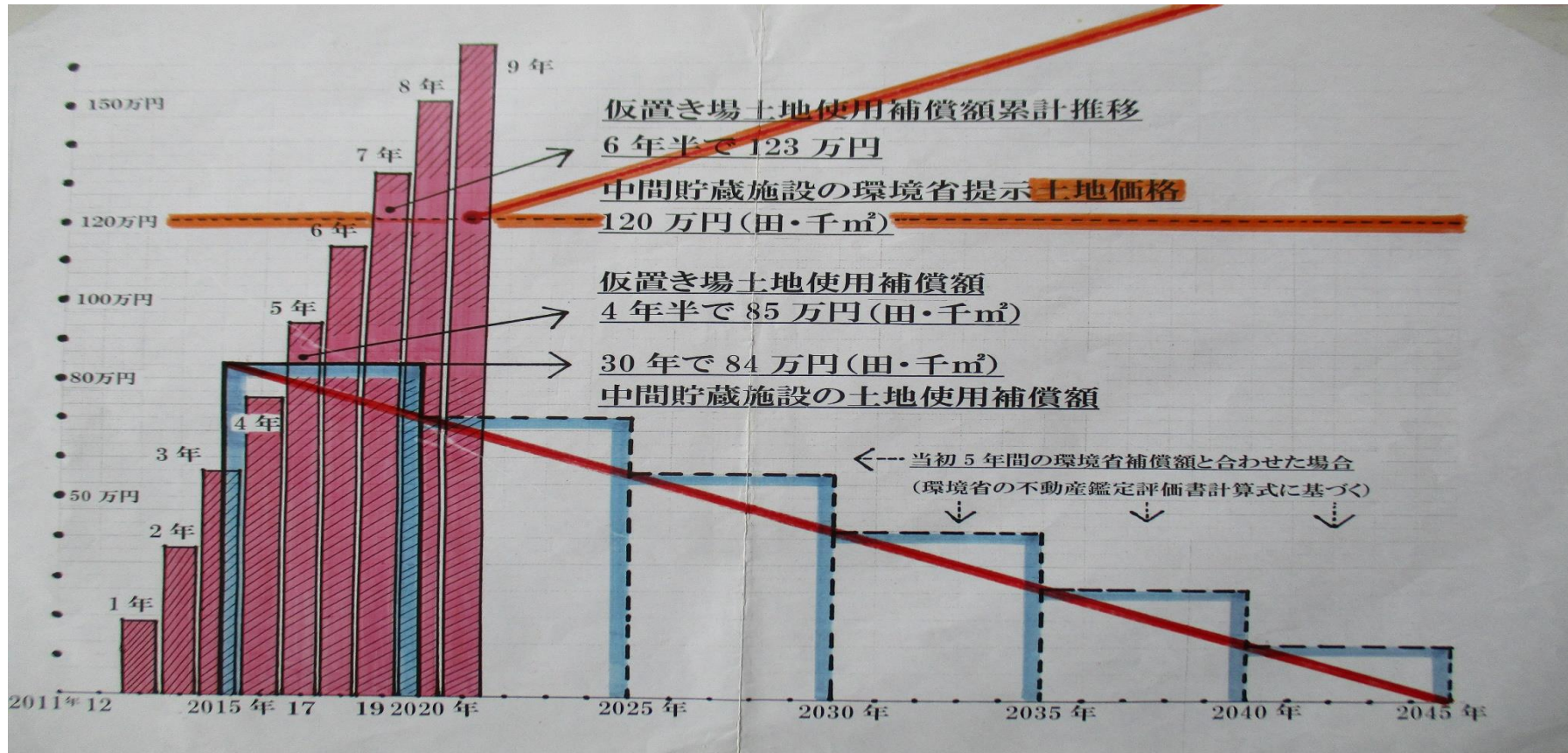
1 3. 土地収用法 3 条 27 号の 2 対象 4 事業の補償内容比較表「重要：全て地表使用」

事業名	仮置き場	仮設焼却場等	フクシマ ECS	中間貯蔵
補償方式	地代・年払い	地代・年払い	地代・年払い 「進入路借地部分」	地上権価格 一括払い
事業期間・計画	3 年	5 年	6 年・10 年	30 年間
事業開始時期	2012 年	2015 年 (檜葉)	2017 年～	2015 年～
借地期間・現状	5 年以上	5 年→9 年	2023 年～2027 年	2045 年
補償額(田・千㎡)	年額 189 千円	年額 189 千円	年額 189 千円	30 年 84 万円
比較・累計額	4 年半 85 万円	6 年半 123 万円	10 年 189 万円	84 万円
土地価格 (地代÷6%)	100% 315 万円	100% 315 万円	100% 315 万円	50% 120 万円

(注) 2016 年 4 月 5 日環境省回答書「要綱 19 条は短期使用を対象で長期使用は馴染まない(対象外)ので要綱 20 条を準用」

(注) 1 1. (注 2) 仮置き場等との不公平な補償 4 年半 85 万円 > 30 年間 84 万円 30 年間 84 万円では誰も貸してくれない

1 4. 環境省の説明 土地価格は30年後100%を想定・地上権価格は5年間同額・2019年度以降毎年減額



(注) 地代「期間の長期短期対象」 (注) 要綱解説書初版本に大審院判例・収用裁決例大審院判例等記載・公共事業事例同様
 (注) 不動産鑑定評価基準「不動産鑑定士は不適正な鑑定依頼は拒否・**将来時点の鑑定評価否定・30年後100%想定**の算定」

15. 環境省 根拠・論理崩壊 論点すり替え⇒地上権価格<土地価格=地代累計額<土地価格

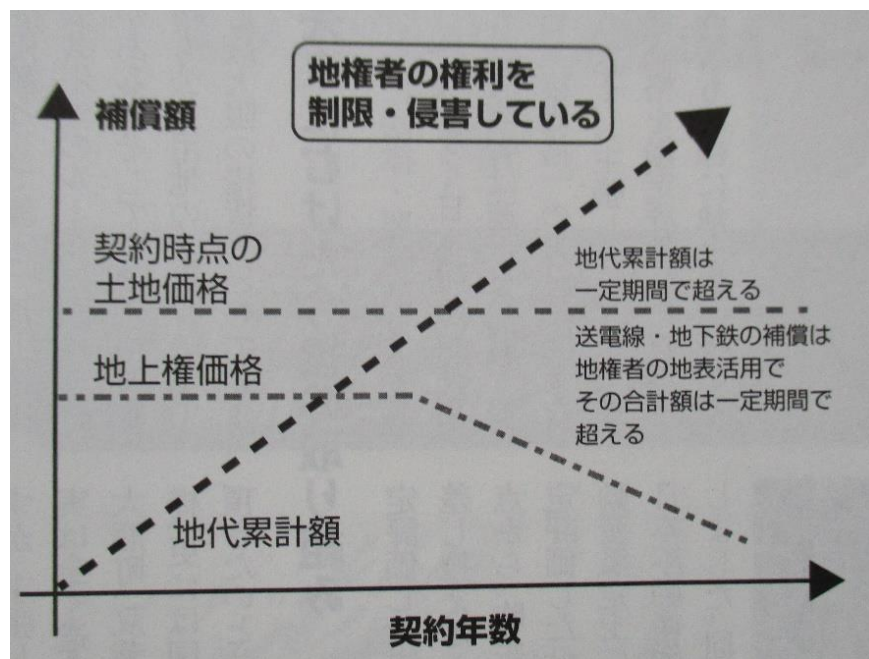
1. 要綱19条（地表使用）と20条（空間又は地下使用）を総合的に判断し20条準用
2. 仮置き場等とは事業が違う、補償額の比較ができない、比較するものではない
3. 地代累計額が土地価格を超えるのは過補償で、憲法29条3項正当な補償違反
4. 環境省として地代累計額は年額単純合計額でのみ計算、当初から割引率は無視
5. 閣議決定には従うが、要綱19条でなく要綱20条準用でも閣議決定違反でない
6. 地上権価格決裁書はないが地権者説明会、内規基準の事後決裁書はあり問題ない

7. 地上権価格は地権者の権利を侵害しているが、適正な補償である

- (注1) 環境省としては問題がないと考えている。環境省の考えで独自の補償はできる「環境省は正当な補償(公平公正適正)」
- (注2・3) 憲法29条3項土地収用法3条要綱1条19条に反している。地代や借り部屋代は一定期間で本体価格を超える
- (注4) 地上権価格算定式「割引率6.5%・30年間」を基準細則11の利回り6%で30年間の地代累計額は83,4%で超えていない
- (注5) 閣議決定の要綱19条（地表使用）に地代と書いてあり、その通り補償しないのに閣議決定に従うは虚偽回答である
- (注6) 決裁書類がないのに問題はないは大問題・2016年12月に環境省内規基準の制定は「輕易なもの扱い」で局長専決
- (注6) 1社だけの不動産鑑定評価は公正公平補償の観点から大問題「セカンドオピニオンなし」地上権価格決定時1社のみ

16. 「地上権価格は権利の制限・侵害の補償」

「地表の地上権価格だけが土地価格を超えない」これは地権者の権利（財産権）を制限・侵害している



【環境省は、地上権価格は地権者の権利を制限・侵害していることを認めた】44回-46回団体交渉・第8回環境省説明会

地代の累計額は一定の期間の使用で土地価格を超える補償に対し、中間貯蔵施設の土地地表使用の地上権価格は、その上限は土地価格の70%（注：地上権価格の上限は土地価格100%）であり「土地価格を超えることは絶対はない」ことから、地権者の権利を制限・侵害している土地使用補償である。

17. 2017年9月6日付環境省回答書「根拠・論理崩壊」(注) 要綱20条の2=用対連基準25条の2

・公共用地の取得に伴う損失補償基準第24条は、土地を使用する場合の補償の考え方と補償額算定方法を規定したものであり、そこには期間という概念はないことから、使用する期間の長短で補償の考え方に差違が生じるものではないという事実を確認しました。この様な理解のもと、期間という言葉で同基準を解釈すれば、その使用目的による全ての期間が入ると理解できます。(注) 要綱19条=用対連基準24条

ただし、基準第25条の2により、その補償の根幹は、土地を取得した場合の価額及びこれに伴い通常生じる損失額の合計額が上限となるものと理解しております。(注) 要綱20条=用対連基準25条

・基準第25条において、「当該空間又は地下の使用が長期にわたるときは、当該土地の正常な取引価格に相当する額に、当該土地の利用が妨げられる程度に応じて適正に定めた割合を乗じて得た額を一時払いとして補償することが出来る」と規定されております。本事業の場合は、地上権の設定により最長30年間土地の使用を妨げることから、その対価として、不動産鑑定士の鑑定結果に基づき判断したものです。以上

1 8. 『補償基準の適用についての本会の見解』

2020年9月14日環境省に提出

・「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」〈土地の使用に係る補償〉第19条には「使用する土地（空間又は地下のみを使用する場合における当該土地を除く。）に対しては、正常な地代又は借賃をもって補償するものとする。」とあり、要綱の解説の同条の（要旨）には「本条は、土地を使用する場合における補償の根拠及び補償額算定の方法を規定したものである。」とある。続いて同条の（註解）1）（イ）には「本条の土地の使用とは地表の使用を意味するものであって、通常地表の利用を妨げない空間又は地下のみの使用は含まれない。また、ここでいう使用とは、一定の期間の使用であり使用期間満了後は旧権利者に返還するものである。」とある。

・同要綱〈土地の使用に代わる取得〉第20条の2第2項には「土地を使用とする場合において、第19条の規定により算定した補償額及びこれに伴い通常生ずる損失の補償額（第23条の2の規定により算定した補償額を含む）の合計額が当該土地を取得した場合の価額及びこれに伴い通常生ずる損失の補償額の合計額を超えるときは、当該土地を取得することができるものとする。」とある。

・同要綱〈空間又は地下の使用に係る補償〉第20条第1項には「空間又は地下の使用に対しては、前条の規定により算定した額に、土地の利用が妨げられる程度に応じて適正に定めた割合を乗じて得た額をもって補償するものとする。」とある。要綱の解説は同条の（趣旨）は、「本条は、送電線又は地下鉄、トンネル等空間又は地下のみを使用する場合における補償額算定に関する規定である。」としている。（注：ここ迄、環境省はこの通りと認めている）

従って、土地を全面的に利用する本事業については、第20条は適用できない。

・このように、平成29年9月6日付けの回答書には誤りがある。また、環境省が提示している補償の方法は、閣議決定された損失補償基準要綱に適合していない。従って、本事業の用地補償は、補償基準要綱の規定をそのまま適用し、土地を使用する期間のあいだ正常な地代を支払う方法で行うべきである。

なお、地代の算定方法、地代を一括して支払う場合の金額の算定方法などについては、補償基準要綱の運用細則に照らして決定することとなる。早急に提示して欲しい。【注：環境省回答書と本会の見解を比較すると環境省の間違いは明確である】

19. 【一般財団法人日本不動産研究所について】

『小林忠雄氏』「要綱制定の中心人物」旧建設省後最終は日本不動産研究所の元理事長・元会長

「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（S37年6月閣議決定）」旧建設省で作成且つ解説書「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の解説」の著者・1994年発行は改訂版建設省建設経済局総務課監修日本不動産研究所会長小林忠雄編

その初版本の「はしがき」は平成14年の改訂版まで掲載されていた。（現在は前記監修無公共用地補償研究会編大成出版社）

「はしがき抜粋」ここにおいて、同要綱の立案、作成を担当し、その円滑かつ適正な運用を期待する著者としては、同要綱の趣旨、内容等に関し、できる限り詳細かつ実務的な解説を行う必要を痛感し、微力ながらその責めを果たすべく、ここに本書を刊行するに至ったゆえんである。公共用地の取得を担当される関係者各位（略）、一般国民各位（略）は同要綱の趣旨を十分に御理解のうえ公共事業の推進について特段のご協力を賜れば幸甚である。本書の意図する処はまさにこれに尽きるといえる。

『櫛田光男氏』「基準制定の貢献者」日本不動産研究所の初代理事長 現連合会の初代会長

不動産鑑定評価基準「不動産の鑑定評価に関する法律（S38年7月16日公布）」特に基準の原則である「不動産の鑑定評価に関する基本的考察」の作成者 日本不動産鑑定協会「現在の公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会」の初代会長

いかに経済社会の変動が著しい時代にあっても鑑定評価の本質は何ら変化しないはずであり（略）今日においてもほとんどがそのまま引き継がれているといってもよいであろう。「不動産鑑定士黒沢泰新版逐条解説不動産鑑定評価基準 18頁」

『日本不動産研究所が鑑定評価を行なった裁判』

1. 東京地裁：都有地晴海五輪選手村10分の1土地価格 住民訴訟 被告 東京都
2. 甲府地裁：富士急ハイランド格安賃料裁判 住民訴訟 被告 山梨県（最近、同県知事が原告側主張が正しいと同調）
3. 山梨上野原甲府地裁原告全面勝訴「用地買収不当に高額」・東京高裁被告側勝訴・最高裁棄却確定

20. まとめ「当初からの要望事項を継続要求」

1. 2045年3月12日までの事業終了に向けた確実な取り組みを求める
2. 逃げ道、抜け道ではなく、責任を持った対応を求める
3. 情報の透明化とスピード感を持った情報公開を求める
4. 憲法29条3項の正当な補償、要綱を適用した公平公正平等な補償を求める
5. 弁護士等の専門家等を同席させたマスコミ公開の中での団体交渉を求める

【地権者会ご支援のお願い 会員ご加入へのお願い 寄付金協力のお願い】

問い合わせ先 門馬 好春 mommayoshiharu@gmail.com 携帯 090-3533-5515

お知らせ 熊本一規明治学院大学名誉教授へのHPに当地権者会の活動等が紹介されています。

なお、熊本一規先生のURLは「<http://kumamoto84.net/>」です。

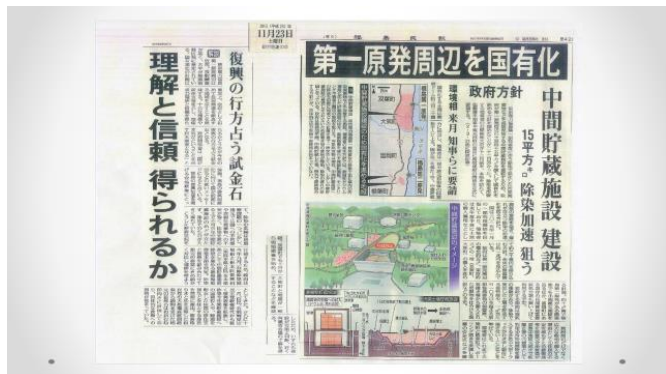
ご清聴ありがとうございました<(_)>

【添付資料（中間貯蔵施設の課題と問題について）】「初めに全面国有地化計画記事・写真等」

2013年11月23日福島民報新聞

2013年11月23日福島民報新聞

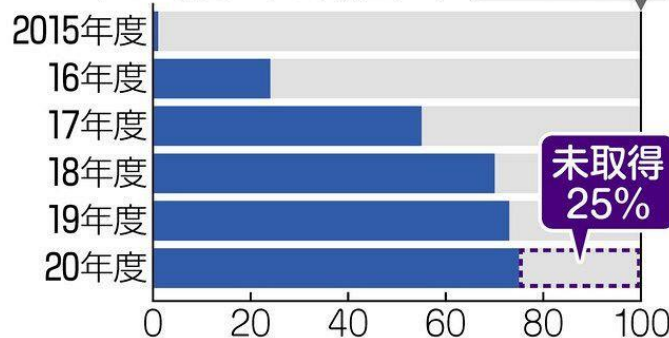
2014年7月29日読売新聞



2021年1月11日東京新聞・契約率は資料末頁※参照・搬入は帰還困難区域除き今年度完了見込み 磐城陸軍飛行場跡

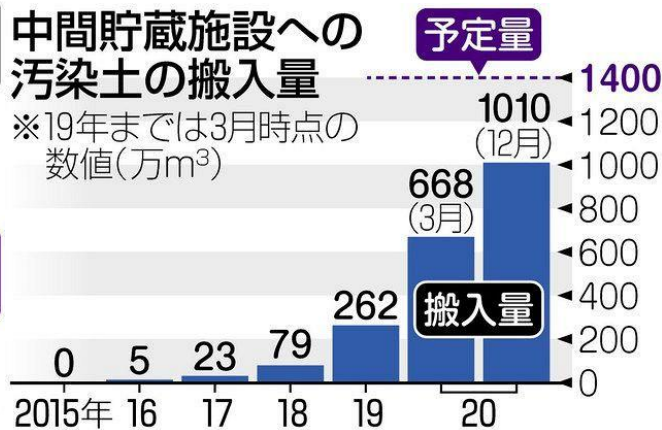
用地取得率の推移

※20年は11月までの数値(%)



中間貯蔵施設への汚染土の搬入量

※19年までは3月時点の数値(万m³)



1. 用地補償に関する大きな流れ

西暦	国の方針などの大きな流れ	西暦	付 帯 事 項 等
2011年	H23年3月福一原発事故発生・8月国が福島県に中間貯蔵を要請	2012年	H24年度環境省本省依頼受領「環境省は予算のみ確保」
2013年	H25年11月23日全面国有地化マスコミ公表「環境省 HP 掲載なし」	2013年	H25年9月末報告書(1)土地価格補償方針策定「基準等に基づく」
2014年	H26年 5 月 31 日-6月 15 日住民説明会・地元30年なら貸す声大売らない	2014年	H26年3月末報告書(2)要綱・基準に基づき地代(一括い・前払い)
2014年	H26年6月16日石原元環境大臣「金目発言」地元反発増大	⇒ ⇒ ⇒	補償の協議録開示請求回答は無「契約書上作成義務有」
2014年	H26年7月28日公表地上権選択肢一括払い補償のみ説明	2014年	H26年9月10日付土地価格調査報告書・説明会資料提出
2014年	H26年9月29日-10月12日地権者説明会・用地補償反発大・賃貸借要望無視	⇒ ⇒ ⇒	<u>地上権設定対価「土地価格の70%のみ説明・対価の根拠説明なし」</u>
2014年	H26年11月19日中間貯蔵法成立 H26年12月26日中間貯蔵の環境省内規基準局長通知	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	事業期間は「必要な措置を講ずる」の努力義務のみ 空間・地下限定条文に長期の地表使用条文を記載「要綱等外」
2015年	H27年3月13日搬入開始で完了日確定「2045年3月12日」	2015年	2月27日福島(事)に不動産鑑定評価書「地上権の正常価格」提出
2015年	H27年以降国・環境省が地権者と国有地化推進の用地交渉 ・地上権契約書は地権者に著しく不利な条件「一部是正」 ・土地価格が有利で地上権が不利とした補償額の提示 ・買取りを誘導した用地交渉「環境省交渉者⇒売却して」	==⇒ 当会見解 2019年11月 22日	国の方針は最初から全面国有地化であり、地元の反発があっても基本方針の変更はしていない。その為、地権者に土地売買が地上権で貸すよりも選択として得たと示したい。その結果、国は要綱・基準条文にない地上権価格とした。
2016年	H28年4月5日環境省回答書:要綱19条基準24条の地表使用は	短期のみで	長期は対象外である。空間・地下限定条文を適用した一括払い
2017年	H29年9月6日環境省回答書:長期も対象と訂正・土地価格を超え	る事はでき	ない。「一定の期間の使用」を環境省造語「時間の概念がない」使用
2018年	H30年10月2日環境省回答書:その後当会の考えを7回訂正した。	==⇒	従って、同回答書も間違いの回答書である。
2019年	R1年 10 月 29 日・11月22日環境省は H26年3月の研究所報告書	は「地代」で	「地上権設定対価」は環境省内で決め研究所の報告書はないと回答

※日本不動産研究所は H26年3月31日の報告書(その2)で、「使用期間30年を一括して前払い」と環境省から条件を提示され、地表使用を想定した補償額を検討し報告した。同報告書では公共事業であり補償の基づく根拠は要綱・基準を適用した「地代の算定」を示した。しかし、地代は要綱第19条及び基準第24条並びに同基準細則11の原則年払いを適用せず依頼の「一括払い」を受けてその内容のみ記載した。その後、同年7月に環境省は「地上権」を選択肢に加え9月・10月の地権者説明会時に「地上権設定対価を土地価格の7割」と地権者に説明した。翌年2月27日付け同研究所の地上権の不動産鑑定評価書で「地上権の正常価格」の報告を受けた翌月3月27日環境省は変更契約書で同研究所に「地上権の正常価格」を事後契約で依頼している。

2. 要綱 19 条地代から地上権価格への変更経緯 「地上権価格は赤信号で横断させているのと同じ・許されない」

H (西暦) 年 月 日	内 容 *要綱第 19 条・基準第 24 条は以下要綱 19 条等と日本不動産研究所は以下「研究所」と記す
2014 年 3 月 31 日	研究所の報告書(その2)要綱 19 条等の条文記載し地代補償(環境省依頼で一括い・前払い)「土地価格の 70%」
4 月 25 日	環境省復興庁が福島県大熊町双葉町に <u>賃貸借を含む様々な選択肢を検討し示す</u> ことを記載した文書提出
6 月 2 日	環境省(福島)研究所間で契約書(仕様書含)締結「H25 年度(24 年度継続)の契約は本省で締結」
5 月 31 日-6 月 15 日	住民説明会(環境省 HP に記録掲載)売らない反発の声大
6 月 16 日	石原環境大臣の「金目でしょ」発言で地元の反発が更に拡大
7 月 28 日	環境省石原大臣復興庁根本大臣が福島県・両町長に <u>地上権(一括払い)を選択肢に加える事</u> を説明し文書公表
8 月 8 日	国の回答(町の HP にも掲載)7 月 28 日と同じ「住民説明会での質問への対応⇒地上権の設定」 内容「公共用地の損失補償の基本的ルールの下」「地権者説明会で補償額のイメージを示す」
9 月 10 日	研究所から土地価格の調査報告書と地権者説明会時の説明資料
9 月 29 日	地権者説明会(環境省 HP に記録掲載なし)配布資料:用地補償の概要「 <u>地上権価格・地上権設定対価・一括前払い</u> 」
-10 月 12 日	地権者から用地補償について反発の声大 配布資料:イメージについて「 <u>地上権価格は土地価格の 7 割</u> 」
10 月 16 日	8 月 27 日-10 月 6 日コールセンターへの住民・地権者からの質問に対する回答

11月19日	中間貯蔵・環境安全事業（株）法成立「30年後、福島県外最終処分場への搬出は努力義務のみ」
12月26日	中間貯蔵建設の環境省内規基準局長通知「空間・地下限定条項に土地の長期に係る補償を記載」細則同日通知
2015年2月27日	研究所の地上権の不動産鑑定評価書提出「物権・地上権の正常価格・譲渡税」土地価格の70%
3月27日	環境省（福島）研究所間で変更契約書（仕様書含）締結「所有権及び地上権の正常価格を算出」

1. 報告書(その2)から翌年2月の地上権の不動産鑑定評価書までの間に提出・報告された同研究所の報告書や記録等の資料を環境省開示せず。
2. どのような経過と根拠に基づき要綱19条・基準24条の地代補償から同条文にない地上権の正常価格に環境省内で検討して変更したのか環境省開示せず。
3. 要綱・基準の地表使用補償条文は長期も対象なのに環境省内規基準は、空間・地下限定条文に地表の長期使用補償を入れたのかについて、環境省は19条を適用できない根拠と20条を準用できる合理的な理由を第46回の団体交渉でも説明できていない。

3. 環境大臣への要望書（2014年・2020年）

望月環境大臣宛て要望書

平成26年12月25日

環境大臣 望月 義夫 殿

30年中間貯蔵施設地権者会
会長 門馬 幸治

要望書

本年9月29日から10月12日迄の国による地権者説明会は親切・丁寧から程遠く、多くの地権者からの要望に対しても検討する旨の回答もありませんでした。このことは我々地権者にとって誠に残念であり、納得の得られるものではありませんで

した。現在までの国による一方的な進め方や多くの地権者からの要望を無視した強引な容認できない内容の押し付けに対し、ここに地権者会を立ち上げ大熊町・双葉町（以下両町という）の地権者が一致団結し国に対し町民説明会及び地権者説明会等で出た多くの声を具体的に要望し、国に再考して頂くことを目的で本地権者会を12月17日に設立をいたしました。

今後原発事故の管理監督の責任者である国は我々の古里に甚大な被害を与え、更にこの迷惑施設の受け入れを求める特殊性を十分重く受け止めた上で、両町民・地権者に寄り添い、真の意味での具体的な形のある誠意を地権者に示すべき時であります。その意味でも「個々の地権者の思い」を集めている当地権者会との交渉を福島県（以下県という）・両町からの支援を受けて、ここに国に対し強く要望いたします。

要望事項

1. 土地価格は平成23年3月以前の国等の公共事業による取引価格等から算出した原発事故前の価格として頂くこと
2. 地上権を設定した場合、30年後の農業再開は長期に亘る米等農作物の風評被害等により経営は成り立たず、土地利用等は大きな制約を受ける。従ってそれを踏まえた価格の割合として頂くこと
3. 安全・安心に関する次の要望を受け入れて頂くこと
 - (1) 安全で安心できる運搬・搬入、安全で安心できる管理・運営、安全で安心できる搬出・運搬について県・両町・両町民・地権者からの監視体制構築の要望等を受け入れると共に、国による両町民・地権者等への定期・随時の運営状況説明会の開催と指摘事項が出た場合の早急な改善と改善実施後の検証の実施
 - (2) 県・両町・両町民・地権者側から国の施設運営組織内に「安全管理監督者」（仮称）としての複数人の常駐化の受け入れ
4. 30年以内県外最終処分場化と同処分場への搬出を具体的に進めて頂くこと
 - (1) 国による30年以内の県外最終処分場化及び同処分場への搬出・輸送に向けた具体的・詳細な工程管理表の作成と県・両町・両町民・地権者が納得できる同工程管理表の丁寧な事前説明
国の同工程管理表に基づいた緻密な工程管理の実践と県・両町・両町民・地権者に対する随時・定期的な説明会の開催と進捗の遅延等指摘事項が発生した場合の早急な改善の実施

(2) 国は地権者との借地契約に債権による土地賃貸借契約を追加し、20年の契約期間終了時、国と県・両町・両町民・地権者は県外最終処分場化に向けた国の取り組みと進捗状況を十二分に検証した上で、地権者と債権による10年の期間更新契約の締結

(3) 国と県・両町間の20年間の契約と同期間終了後、10年間の債権による土地賃貸借契約の締結

5. 両町全体の復興と両町全町民の生活支援について具体的に進めて頂くこと

今30年後40年後50年後の町の復興ビジョンを策定と具体的な推進

以下①から⑤は現時点の要望で優先順位での記載ではない。

今後、両町民・地権者からの要望を受け内容を追加することがある

- ① 大熊町・双葉町を再生可能エネルギー推進地域として頂くこと
- ② 浜通り地域全体の治安・防犯・野生動物対策を重点地域として頂くこと
- ③ 避難生活の支援（家屋墓等の維持管理・移動交通諸費用等）をして頂くこと
- ④ 健康回復・維持対策の一層の充実策を促進して頂くこと
- ⑤ 大熊町・双葉町の早期除染を推進して頂くこと 以上

小泉大臣宛て要求書

2021(R3)年3月26日

環境大臣 小泉進次郎 殿

30年中間貯蔵施設地権者会 会長 門馬好春

中間貯蔵施設事業における当会との団体交渉に関するお願いについて

平成26年12月当地権者会設立時から現在まで、46回の団体交渉及び8回の環境省主催説明会において、当地権者会側から福島県外最終処分場選定への早期取り組みをはじめ、安心できる安全への取り組み、地権者への親切・丁寧な用地交渉の改善、多くの専門

家が疑問を呈した地上権契約書の見直しや環境省が権利の侵害と認め且つ損失補償基準に書いていない、仮置き場と著しく不均衡な地上権価格の改善見直しに取り組んでまいりました。

また歴代環境大臣並びに小泉環境大臣宛てに対しましてはこれらに関する改善見直しの要望文書を提出させていただき、そのご回答は、団体交渉時に交渉責任者から口頭で「地権者に対して、引き続き親切丁寧な対応をしていく旨」の内容でした。

しかしながら、今回、環境省方針として当会に提示されました内容は地権者との個人交渉では、弁護士同席も、代理人(委任状持参者含む)同席も今までと同様に認める。しかし、当地権者会に対しては弁護士同席も、代理人(委任状受領者)は拒否する。理由は「行政手続きでないので法令違反でなく、公共事業者の姿勢としても問題はない」でした。

そしてこれに反する場合は団体交渉を行わないとの回答が別添末の回答メールの通りの連絡が入り、撤回を求めましたが、拒否されている現状であります。当地権者会は地権者から任されて団体交渉を行っております。

それは今迄の経緯から個人交渉では環境省の言いなりにされてしまうと考えているからです。

弁護士同席などを拒否する社会通念から反した、前代未聞のこの環境省の方針は被災者でもある「地権者への親切丁寧」からは程遠くかけ離れたものと言わざると得ません。

従いまして、小泉環境大臣におかれましては、社会通念に沿ったご判断の上のご回答をよろしくお願い申し上げます。 記

【要求事項】 当地権者会との団体交渉での弁護士同席並びに代理人(委任状受領者)の出席拒否の撤回

「理由」

個人団体を問わず弁護士同席や代理人(委任状受領者)の出席は社会通念に合致したこと

個人との交渉では認めるが当地権者会は認めないが環境省の方針だから命令と同じこと、

また、親が地権者であるや元地権者、元地権者の親が地権者は個人交渉と同じ扱いも含めて、当地権者会だけを認めないとする当該環境省方針の合理的な理由がまったくないこと

以上

【2月10日から3月10日迄5回メール受信うち3回分が以下の通り】

※提出本書【2回分】と記載の為事後訂正

「2021年2月25日環境省からの回答メール」(送信者受信者挨拶等省略)

中間貯蔵施設事業の用地取得に係る貴会との協議につきましては、地権者の方を対象に行わせていただく旨、環境省としての方針をお示ししているものであり、何ら法令に違反するものではないと考えます。

よって、地権者以外の方が出席されないことを確認できない限り、本協議は開催いたしません。

「2021年3月3日環境省回答メール」（送信者受信者挨拶等省略）

中間貯蔵施設事業の用地取得に係る貴会との協議につきましては、地権者の方を対象に行わせていただく旨、環境省としての方針をお示ししているものであり、何ら法令に違反するものではないと考えます。また、地権者個人との協議において、委任状等「口頭」を確認の上、弁護士が同席することはあり得ますが、貴会との協議につきましては、個人の協議とは異なるため、前述のとおり、地権者の方を対象に行わせていただく方針としております。なお、地上権設定契約に基づく原状回復に関する委任の件につきましては、令和2年12月18日付け回答のとおり、御契約いただいた地上権設定契約に基づき、個々の地権者の方との協議において、個別に対応させていただきます。

「2021年3月10日環境省回答メール」（送信者受信者挨拶等省略）

中間貯蔵施設事業の用地取得に係る貴会との協議につきましては、地権者の方を対象に行わせていただく旨、環境省としての方針をお示ししているものであり、何ら法令に違反するものではないと考えます。また、貴会との協議への出席者につきましては、地権者の方を対象とさせていただきますので、地権者以外の代理人の方につきましてはご遠慮願います。なお、地上権設定契約に基づく原状回復に関し、地権者の方から委任を受けた代理人の方につきましては、貴会との協議の場ではなく個別協議にて対応させていただきます。以上

4(1)-(5)法律等の根拠条文等

(1)「憲法29条3項と土地収用法」

憲法29条 財産権はこれを侵してはならない「注は憲法第三版芦部信喜・高橋和之補訂から引用」

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる

(注) 「用いる」とは強制的に財産権を制限したり収用したりすることを言う

憲法 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない

(注) この生存権の補償は、社会権の中で原則的な規定であり、国民が誰でも、人間的な生活を送ることができることを権利として宣言したものである。社会権であり同条も環境権の根拠となると解される。

憲法 31 条 何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその刑罰を科せられない

(注) 直接には刑事手続きについての規定である。しかしその趣旨は行政手続きにも準用されると一般に解されている

「土地収用法の関係条文」 (注) 参照「第四次改訂版土地収用法逐条解説上 小澤道一著 ぎょうせい」

1 条 この法律の目的 憲法 29 条 3 項の正当な補償を体现「根拠は憲法 29 条 3 項」

3 条 2 7 号の 2 の対象事業 中間貯蔵施設 仮置き場 仮設焼却場 フクシマエコテック CS

3 条 3 1 号 防衛施設行政回答 参照上巻 1 1 0 頁 (注) 要綱 1 条解説書と同じく適用拡大

7 1 条土地価格 7 2 条土地使用補償 8 1 条土地の使用に代わる収用の請求

(注) 1 条この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続き及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。「強制的に取得することを可能とする基本となる法律」

(注) 3 条 2 7 号の 2 条文 国が設置する平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 (平成 23 年法律第百十号) による汚染廃棄物等の処理施設

(注) 3 条 3 1 号 国等が設置する施設等「防衛施設含む行政回答」3 条適用拡大化=要綱 1 条と一致

(注) 72 条前条 (71 条の土地価格条文) の規定は (略) 同条中「近傍類似の取引価格」とあるのは、「その土地及び

近傍類似の地代及び借賃」と読み替えるものとする。地表使用の場合は参照図書下 113 頁の通り。

(2) 「土地収用法と整合性を図っている要綱の概要」

「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和 37 年 6 月 27 日閣議決定）「同施行について」（同日閣議了解）を基に、実施規程として、用地対策連絡会（現中央用地対策連絡協議会）により同基準（同年 10 月）及び同細則（翌年 3 月）が制定され、これらにより統一的に補償業務が遂行されるに至っている。また同細則制定降各省庁等で要綱に則った内規基準が作成されている。

〈目的〉第 1 条（注）以下〈項目〉条文のみ記載

この要綱は、土地収用法その他の法律により土地等を収用し、又は使用することができる事業に必要な土地等の取得又は土地を使用に伴う損失の補償の基準の大綱を定め、もってこれらの事業の円滑な遂行と損失の適正な補償の確保を図ることを目的とする。

〈土地の使用に係る補償〉第 19 条（2・3 項略）（＝用対連基準第 24 条・細則 11）

使用する土地(空間又は地下のみを使用する場合における当該土地を除く。以下この条において同じ)に対しては、**正常な地代又は借賃をもって補償するものとする。**

※地上権の正常価格は書いていない。要綱の解説（註解）土地の使用とは「**地表**」を意味する。

（注）「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の解説」で 19 条の（趣旨）には「本条は、土地を使用する場合における**補償の根拠**及び補償額算定の方法を規定したものである。」とある。

（注）解説書 19 条の（注解 1）には「使用とは**一定の期間の使用**である。」とある。また、「初版解説書」には「使用期間長短の大審院判例と収用裁決例を参考欄に記載」がある。**短期から長期使用が対象**

（注）要綱 19 条から 20 条の 2 は別添明治学院大学名誉教授熊本一規先生作成検討資料参照

(注) 平成27年1月-平成29年9月迄環境省は、要綱19条は短期使用のみ対象で長期は対象外と主張

〈空間又は地下の使用に係る補償〉第20条(=用対連基準第25条・細則12) **地表は対象外**
空間又は地下の使用に対しては、前条の規定により算定した額に土地の利用が妨げられる程度に応じて適正に定めた割合を乗じて得た額をもって補償するものとする。

2 前項の場合において、当該空間又は地下の使用が長期にわたるときは、同項の規定にかかわらず、第8条の規定により算定した当該土地の正常な取引価格に相当する額に当該土地の利用が妨げられる程度に応じて適正に定めた割合を乗じて得た額を一時払いとして補償することができるものとする。

(注) 解説書20条の(趣旨)には「本条は、送電線又は地下鉄、トンネル等空間又は地下のみを使用する場合における補償額算定に関する規定である。」とある。

第1項は通常の使用を想定したもので土地の使用料を基準とし、第2項は長期間の使用を想定したもので土地価格そのものを基準とすることになっている。

〈土地の使用に代わる取得〉第20条の2

(注) 土地収用法81条を追加改訂した翌年平成14年に同法と整合性を図るため追加改訂

1 土地を使用しようとする場合(空間又は地下を使用しようとする場合で、土地の通常の用法を妨げないときを除く。)において、土地使用者から土地の取得を請求され、次の各号の何れかに該当し、かつ、やむを得ないものであると認められるときは、当該土地を取得することが**できるものとする。**(注) しなければならないではない
(各号略)

(注) 解説書の趣旨に「収用法 8 1 条に規定する土地の使用に代わる収用の請求に見合うもの」とある。

(注) 要綱書の注解に「土地収用法 8 1 条は形成権で一定の要件に該当すると認められた場合には、土地所有者の請求は認められるのに対し、本条 1 項の請求は起業者の裁量が伴う**申し出権に過ぎない**。」とある。

2 土地を使用する場合において、第 1 9 条の規定により算定した補償額及びこれに伴い通常生ずる損失の補償額の合計額が当該土地を取得した場合の価格及びこれに伴い生ずる損失の補償額の合計額を超えるときは、当該土地を取得することができるものとする。(注) 本条 1 項と同じ

(注) 解説書の注解に「請求された時に初めて一定の条件を満たす場合には取得することができる」と「**この場合であっても、土地所有者が土地の売り渡しに応じる場合でなければ、この補償は行われ**ない」とある。

したがって、地権者の請求権の行使請求がされない限り起業者は借り続けなければいけない。

(注) 解説書の註解に「起業者の補償経済上の観点から土地取得をみとめたが、土地所有者が土地の売り渡しに応じる場合でなければ、この補償は行われ

〈土地等の返還に伴う補償〉第 2 3 条の 2

(解説書の趣旨要約)

使用する土地を返還する場合の原状回復の費用補償は当該土地を取得するものとして算定した当該土地価格を超えないものとする。

(注) **借り置き場は原発事故前と同じ 1 0 0 % 土地価格に対し中間貯蔵施設の 5 0 % は返還時の補償額に影響**

〈要綱の附則〉「**駐留軍の特殊性** > **環境省主張中間貯蔵の特殊性**」

この要綱は駐留軍の用に供する土地等の取得又は土地等の使用に関しては、当分の間適用しない。

(注) 要綱の解説の趣旨に「本来はこの要綱の適用を受けるにもかかわらず、その**特殊性**にかんがみ、当分の間、この要綱の適用を除外したものである。」とある。

(注) 事実、沖縄の米軍基地は地権者と国との間の土地賃貸借契約を2回（期間20年）更新済み

(3)中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（ジェスコ法）

（会社の目的）第1条 会社は中間貯蔵の確実かつ適正な実施の確保を図り、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することに資するため、中間貯蔵に係る事業を行うとともに（ポリ塩化は略）並びに環境の保全に関する事業及び技術的知識の提供に係る事業を行うことを目的とする株式会社とする。

（国の責務）第3条 （略：1条の目的を）図るため、万全の措置を講ずるものとする。

2項国は、前項の措置として、特に、中間貯蔵を行うために必要な施設を整備し、及びその安全を確保するとともに、当該施設の周辺の住民その他の関係者の理解と協力を得るために必要な措置を講ずるほか、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を**完了するために必要な措置を講ずるものとする。**

(4)中間貯蔵施設の周辺の安全確保などに関する協定書（2015年2月25日福島県・両町・環境省の4者間で締結）

（最終処分を完了するために必要な措置等）第14条 丙は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）第3条第2項の規定に基づき、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を**完了するために必要な措置を講ずるものとする。**2前項における中間貯蔵開始の日は、丙が除去土壌等を中間貯蔵施設に初めて搬入した日をいう。3丙は、第1項の措置の具体的内容及び開始時期を明記した工程表を作成し、その取組の進捗状況について毎年、甲及び乙に報告するものと

し、甲及び乙は、必要に応じて丙に取組を促すことができるものとする。4 丙は、福島県民その他の国民の理解の下に、除去
土壌等の再生利用の推進 5 に努めるものとするが、再生利用先の確保が困難な場合は福島県外で最終処分を行うものとする。
5 甲、乙及び丙は、甲及び乙の意向を踏まえ中間貯蔵施設の敷地の跡地が地域の振興及び発展のために利用されるよう、協議
を行うものとする。

(5)地上権の設定に関する契約書 2017 年第 20 回団体交渉で用地補償を除き概ね合意・提案事業用定期借地権契約は拒否

(地上権の存続期間) 第 3 条

地上権の存続期間は、この契約を締結した日から平成 57 (2045) 年 3 月 12 日までとする。

2 借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)第 3 条の規定が適用される場合であっても、前項に規定する期間が満了したときは、
甲及び乙は、この契約を解約するものとする。

(返還並びに原状回復) 第 12 条

乙は、第 3 条に規定する地上権の存続期間が満了するまでに、土地に現に存する物件を撤去し、土地を原状に復したうえで、
甲に返還する。

2 前項の物権の撤去並びに土地の原状回復及び返還の方法や程度等については、返還に際して、甲に十分な検討時間を与え
ることを配慮したうえで、事前に甲、乙協議して定めることができる。

3 前項の協議が調わないときは、乙は第 1 項の規定に基づき、土地を甲に返還する。

(6)課題と問題 11 頁(注 8-2③) 金子恵美参議院議員

この問題について 2021 年 2 月 26 日立憲民主党金子恵美衆議院議員が同院予算委員会第 6 分科会で小泉環境相に迫りました。
最後の質疑応答は以下の通りです。

金子委員：それでは重ねてお願い申し上げますけれども、この法律にある通りに30年以内に最終処分を完了するという事は、そもそも、この契約上も延長はない。地上権設定に関する契約書は申し上げたように2045年3月を超える契約は現在ないということになりますので、その範囲の中でしっかりそこまで完了していくということをお願いをしたいというふうに思います。

小泉環境相：延長は「今のところ」考えておりません。

金子委員：わかりました。ありがとうございます。ぜひ、約束を守って頂きたいと思います。

(注) 小泉環境相の答弁「今のところ」は逃げ道・抜け道を残している回答です。

(7)課題と問題 11頁 (注8-2④) 岩淵友参議院議員

2021年3月25日の参議院内閣委員会で共産党の岩淵友参議院議員「比例代表選出・東日本大震災復興特別委員会」は原発設置許可の取り消しを求めるよう求めました。また、岩淵議員は発売中の経済4月号大特集「福島原発事故から10年 将来を開く復興像」で【福島・被害者の実態と政府の「復興政策」の問題点】(国会論戦から)を寄稿されています。寄稿内容の全体とむすびの『「原発ゼロ基本法」をただちに』はとても納得感があります。

5. マスコミ掲載記事等

現代の理論 2021冬号 特集1 福島原発事故から10年目の検証 福島県中間貯蔵施設はいまどうなっているか 6頁

政経東北 2021年1月号治外法権状態の中間貯蔵交渉 補償ルール無視 環境省と戦う地権者会 4頁

東京新聞1月11日(当該記事) 1面実家奪った汚染土の山・22面先見えぬ最終処分・23面「先祖伝来」軽くない

東京新聞 2021年2月1日「茨城版」東海第二原発再稼働 再考 茨城ではまだ間に合う

月刊むすぶ2021年2月号 NO. 601 この国は憲法を守っていません～福島県のもう一つの現実 9頁
福島民友2月8日1面 中間貯蔵施設 必要だけど 見えない「」県外最終処分
2021年2月9日日弁連公害対策・環境保全委員会廃棄物部会勉強会での講演内容
河北新報3月3日 25面第3部中間貯蔵施設 国の都合の押し付け 「国の体質は原発事故前と何も変わっていない」
TBS ラジオ2021年3月9日放送荻上セッションの放送テープ起こし記録(抜粋版) 「末にテープ起こし抜粋記録記載」
財界ふくしま 2021年4月号特別寄稿「県外最終処分場選定への着手を求める」 7頁
朝日新聞3月28日 総合3 汚染土再利用 全国理解進まず 「県外最終処分」地元不信感 「国は十分な周知を」
3月放送海外テレビCGTN(テレンス・テラシマ報告)中間貯蔵施設の現場レポートと門馬好春へのインタビュー

本年3月9日放送 TBS ラジオ荻上セッションの放送テープ起こし記録(抜粋版)

「4 第8回環境省による地権者会への説明会の一部の音声始まり」

環境省用地調整官：これも予めからご回答申し上げている通り、憲法29条3項、これには私有財産は正当な補償のもと公共に供する場合、土地価格を100とすれば、100を超えた補償は正当な補償ではなく、過補償になってしまいますね。

あと、もう一点は、要綱20条の2第2項には、使用する場合の地代と、あとそれに伴う損失補償額、合計額とあとは土地を取得する場合の土地価格補償額の合計額、これを比較をして、例えば使用する場合の合計額が上回れば補償の在り方としてそうだということが背景にあり上限という言葉を使わせて頂いております。

門馬：今の部分の話は、これは全く間違いであって、(※要綱20条の大2項の) 条文には「超えるときは、」と書いてあるのだから、当然まずやらなければいけない。

(※過補償と上限は)「超えるときは」を否定するやり方で、それを抑え込む考え方そのものが、これは前も(環境省と)確認していますが権利を制限している、又は侵害しています。ということです。これも(環境省は)認めています。

「4 第8回環境省による地権者会への説明会の一部の音声終わり」

荻上：うーむ、これは憲法の財産権をめぐるやり取りですね。

崎山：そうですね。財産権の権利を侵害する場合、私有財産は正当な補償をと（ある）、

じゃあ、その正当な補償がされていないからこそ、門馬さんはまさに財産権を侵害あるいは制限している形になるのではないかと、ずっとこれを言い続けていて、環境省もこれは交渉自体非公開なのですけども、実状侵害、制限になっているという事は認めているんですね。

荻上：うーむ。

崎山：だけれども門馬さん達の契約をまだ結ぼうとはしない。で、あのう、中間貯蔵施設については残念ながら、環境省の調査で、福島県外で調査に回答した人の8割が最後は県外で最終処分するという事を知らない。「荻上：うーむ」「南部：知らない！」中間貯蔵なのにここは、最終処分は福島県外であることを知らない、という調査結果が出ています。

「荻上：うーむ」これは環境省自身も大変反省すべきこれは言っていますし、そこは私達、福島県外にいる者も、それは当然知らなければいけない事だと、それは思いますよね。

荻上：うーむ、あと今の音声のやり取りの中で気になったのは、国側はその憲法29条、要は正当な補償の基に財産権をちゃんと守りましょうね、という話、あのう正当な補償と言っているから、要は正当な補償以上のものは払えない、つまり憲法は上限を定めているんだと回答しています。そうですか。

崎山：そうそう、そうことです。

荻上：なんで、いま、びっくりしているんですけど、要は（憲法は、）

崎山：そんなものは定めていません。

荻上：国民に正当な補償をしましょうという条文を正当な補償を超えて払っちゃだめだから、国もお金は払いきれないんですという事を言っているのですよね。

崎山：だから、そんなことはない。正当な補償はこれまでのルールがあるのだから、ルール通りにやれというのが門馬さん達の「荻上：うーん」ずっと主張し続けている事なんですね。

荻上：この正当な補償は当然土地の価格とかだけではなくて、いろんな審理とか歴史とかもちろん加味されるのが本来だと思

うんですが。

崎山：そうですね。だから、それは門馬さんもいろんな、様々な公共事業のいろんな事例を出して「荻上：うーむ」交渉の時にだしているんですけども、環境省もある意味、もう、権利を制限し侵害していることを認めながらも、一歩も引かないという状況「荻上：うーん」そこが続いているんです。

荻上：うーん、憲法があるのでそんなに多く払えないんですと言っているのですねえ。

崎山：憲法、私はこうやって色々取材を続けているとやっぱりそれは出てくる、どうしても。

荻上：うーん。南部：はい。以上

※「参考」環境省 URLhttp://josen.env.go.jp/plaza/info/data/data_2105.html「データで見る福島再生」➡

「中間貯蔵施設の整備関連」➡「中間貯蔵施設用地の状況（契約率等）」を確認いただけます。

〈オンライン〉第180回 ふくしま復興支援フォーラム

2021年5月18日（火）18時00分～19時30分

テーマ「中間貯蔵施設の課題と問題点について」 報告者 門馬 好春

添付資料 以上